

地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会
— 中間取りまとめ —

平成 23 年 10 月

目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 地方税法に定める特例措置のあり方（地域決定型地方税制特例措置〈通称：わがまち特例〉の創設）	
1 はじめに	2
2 基本的考え方	2
3 現行の地方税法に定める特例措置の現状と課題	3
4 地方税法に定める特例措置のあり方の見直し	3
5 地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方	4
6 地域決定型地方税制特例措置導入後における基準財政収入額の算定方法及び起債制限の考え方	5
7 今後の対応	5
○ 第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し	
1 問題意識	6
2 法定外税の現状	7
3 論点の検討	9
4 まとめ	13
○ 第3章 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大	
1 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の現状	14
2 賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に係る基本的な考え方	15
3 役割の拡大に向けた方向性と実務上の課題	16
4 役割拡大に向けた当面の取組等	17
5 今後の課題	18
○ おわりに	19
○ 参考資料	20

はじめに

日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする（「地域主権戦略大綱」平成22年6月22日閣議決定）——地域主権改革は、地方団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく改革であるとともに、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」でもあり、民主主義そのものの改革であるとされている。

こうした地域主権改革の理念を踏まえ、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）では、「地域主権改革を推進するための税制を構築すること」を税制の抜本改革に当たっての5つの改革の方向性の一つに掲げ、地方税の充実とあわせ、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を進めることとしている。【資料1】

基本的な考え方としては、税制を通じて住民自治を確立し、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととしながら、その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めるとともに、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めることとし、具体的な成案を得たものから速やかに実施することとしているところである。

「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」（略称「自主・自立税制研究会」）は、この住民自治の確立に向けた地方税制度の抜本的改革を進める上での諸課題について検討を行うために設置されたものであり、具体的には以下の項目について検討を行うこととされている。

なお、以下の項目のうち「税務執行面における地方団体の責任」及び「地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備」という項目については、本研究会における議論において、「執行の責任」の拡大に関してより幅広く考えるべきで、地方税の賦課徴収をきちんと行っていくことも地方団体が「執行の責任」を果たすうえで重要であるとの意見、また、制度を作っても地方団体の実行が伴わなければ意味がない、財政との関連等の条件整備がなされる必要もあるなどの意見が出されたことから、検討項目として追加することとされたものである。

<「自主的な判断」の拡大>

- ・ 地域決定型地方税制特例措置の創設
- ・ 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討
- ・ 制限税率の見直し
- ・ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備

- ・ 地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備

<「執行の責任」の拡大>

- ・ 法定外税の新設・変更への関与の見直し
- ・ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大
- ・ 税務執行面における地方団体の責任

※ 「地域決定型地方税制特例措置」については、平成23年度税制改正大綱では、「法定任意軽減措置制度（仮称）」とし、本研究会における検討過程では「標準税負担軽減措置制度（仮称）」としていたが、本研究会における議論を踏まえ、「地域決定型地方税制特例措置」と呼称することとした。

去る平成23年6月29日に第1回研究会を開催して以来、これまで5回にわたり開催し検討を重ねてきた。数多くの検討課題について、さまざまな角度から幅広くかつ着実に検討を行うため、今年度においては「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、集中的に検討を行ってきたところである。

今回の報告は、これまでの検討を中間的にとりまとめたものであり、平成24年度以降の税制改正における議論に活かされることを期待するものである。

第1章 地方税法に定める特例措置のあり方（地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>の創設）

1 はじめに

平成23年度税制改正大綱では、住民自治の確立に向けた地方税制改革として、「地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます」とするとともに、地方税法に定める特例措置について、「適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します」とされている。本研究会では、平成23年度税制改正大綱におけるこれらの記述を踏まえ、当該仕組みを含めた地方税法に定める特例措置のあり方について検討を行った。

2 基本的考え方

地方団体の行政サービスの量と税負担、すなわち歳出と歳入をバランスさせるための合

意を形成する作業は地方自治の本質の一つである。

しかしながら、地方税制の大部分は国が法律で決定しているため、地方税制についての議論が、各地方団体で十分に行われているとは言い難いとの見方もある。

さらに、国が法律で一律に定める税制は、必ずしも地域の実情に即したものではない場合もあり、適切な政策効果が発揮できていない場合もあるのではないかと指摘もある。

そこで、税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、現行の地方税制を「自主的な判断」等を拡大する方向で抜本的に改革することが必要である。

本研究会では、上記の考え方を基本に、地方税法に定める特例措置のあり方及びその見直しの方向性について、以下の通り検討を行った。

3 現行の地方税法に定める特例措置の現状と課題

現行の地方税は、所得や土地の価格といった課税標準額に、税率を乗じて税額を算出することが基本的な仕組みである。一方、様々な政策を推進する観点から、課税標準額に一定割合を乗じたり、課税標準額から一定額を差し引いたりすることで、課税標準額を引き下げる取扱い（以下「課税標準特例」という。）や、税額から一定額を差し引くことで、税額を引き下げる取扱い（以下「税額特例」という。）等の特例措置が、地方税法において定められている。この特例措置は、一般的に、「どのような対象に対して特例を講じるか」（特例措置の対象）、「どの程度の期間について特例措置を講じるのか」（特例期間）、「課税標準額等をどの程度減額するのか」（特例割合）から構成されている。

現行制度上、課税標準特例や税額特例等の地方税法に定める特例措置は、原則として、国が定める全国一律の仕組みとなっているが、このような仕組みには、次の二つの課題があると考えられる。

- ① 課税標準特例や税額特例等の地方税法に定める特例措置は国が地方団体の税収を一方的に減収せしめるものであり、地方団体の自主・自立の観点から、可能な限り行うべきでないものであること。
- ② 国が法律で一律に定めている、課税標準特例や税額特例等の地方税法に定める特例措置は、必ずしも地域の実情に即したのではなく、適切な政策効果が発揮できていない場合もありうること。

4 地方税法に定める特例措置のあり方の見直し

3で示した現行の地方税法に定める特例措置に関する現状と課題を踏まえると、現行の地方税法に定める特例措置のあり方については、次の方向で見直すべきであると考えられる【資料2】。

- ① 地方団体の自主・自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止することにより、地方税制について国が定める範囲を可能な限り縮小するとともに、地

方団体が独自に定める余地を拡大すること。

※ 現行制度上、地方税制について、地方団体が独自に定める方法としては、不均一課税、条例減免、法定外税がある。

- ② 法律に基づき、国が地方団体に対して特例措置の実施を求める場合であっても、地方団体の裁量を認めた方が効果的な特例措置については、全国一律の特例措置ではなく、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み（地域決定型地方税制特例措置〈通称：わがまち特例〉）を導入すること。
- ③ また、今後、地方税法に定める特例措置について見直し等を行う際には、全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、地域決定型地方税制特例措置方式とすることを原則とすること。

以上のような見直しを行うことにより、例えば、特定の施設等に係る固定資産税を軽減する特例措置に地域決定型地方税制特例措置を導入した場合、以下のような、地域の実情に即した政策の実施が期待される。

- ① 当該施設等をより普及させたい地方団体は、当該施設等に係る特例措置を充実。
- ② 当該施設等はすでに十分普及しており、むしろ、他の行政サービスを充実したい地方団体では、当該施設等に係る特例措置を縮減することで捻出した財源を活用して他の行政サービスを充実。

5 地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方

地域決定型地方税制特例措置方式とする地方税法に定める特例措置について、「当該特例措置のどのような内容について、どの程度条例に委任するか」に関する考え方は、次のとおりとすることが適当である【資料3】。

（基本的考え方）

条例委任に当たっては、これまで国が統一的に定めていた地方団体の課税権に関する統制を徐々に緩めていくべきであるという観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえること。

（条例委任の項目）

地方税法に規定する特例措置の主要構成要素である「特例措置の対象」、「特例期間」、「特例割合」のうち、「特例期間」、「特例割合」（以下「特例割合等」という。）について条例に委任することを基本とすること。

（条例委任の程度）

特例割合等を条例に委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設けること。

「上限・下限」のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する、地方税法に定める個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討すること。

(その他)

地域決定型地方税制特例措置は、課税標準特例・税額特例の区別無く、導入すること。

「法律で示す一定の特例割合等」の性格については、特例割合等を条例で定める際に十分参照しなければならないが、十分参照した結果、地域の実情に応じて、「法律で示す一定の特例割合等」と異なる特例割合等を定めることが許容されるもの（参酌すべき基準）と位置付けることを基本とすること。

6 地域決定型地方税制特例措置導入後における基準財政収入額の算定方法及び起債制限の考え方

基準財政収入額は、標準的税収入を算定するため、法定の算定基礎に基づき、標準税率又は一定税率を用いて算出することとされている。

地域決定型地方税制特例措置の導入後にも「法律で示す一定の特例割合等」を設けるのであれば、基準財政収入額の算定においては、「法律で示す一定の特例割合等」に基づき算定することが適当と考えられる。

また、「法律で示す一定の特例割合等」による税負担の軽減を超えて軽減を行う地方団体に対して、一定の普通税の税率が標準税率未満の団体に係る起債制限（※1）と同様の措置を講ずべきかについては、以下の2点の理由から、同様の措置を講じない方向で検討することが適当と考えられる。

- ① 税率があらゆる課税客体に係るものであるのに対し、課税標準特例等の特例措置は、課税客体の一部に係るものであり（※2）、地域決定型地方税制特例措置の導入により、課税標準特例等による税負担軽減の程度を、法律で定める上限・下限の範囲内で地方団体に変更したとしても、公益上その他の事由による課税免除及び不均一課税等と同様に、当該地方団体の世代間の負担の公平の確保に特段の影響を及ぼすものではないと考えられること。
- ② 地域決定型地方税制特例措置が地域の自主性及び自立性を高めるために新たに導入されるものであることを踏まえ、「法律で示す一定の特例割合等」による税負担の軽減を超えて軽減を行う地方団体の建設地方債の発行に係る国等の関与については、必要最小限とする必要があること。

※1 地方分権一括法による見直し以前は、標準税率未満の団体は、いわゆる建設地方債の発行が禁止されていたが、同法による見直しより、総務大臣又は都道府県知事の許可を得れば建設地方債を発行できることとされた。

※2 例えば、固定資産税の新築住宅特例（固定資産税における時限的な特例措置のうち減収額が最大のもの）の場合、土地、家屋、償却資産といった固定資産税の全ての課税客体のうち、新築の住宅のみに適用。

7 今後の対応

今後、平成24年度以降の毎年度の税制改正においては、平成23年度税制改正大綱に記載されている「国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は可能な限り

行わない」との方針に基づき、地方税法に定める特例措置について抜本的な廃止・縮減を行うことを前提に、例えば、

- ① 期限切れとなる地方税法に定める特例措置のうち延長するもの
- ② 新規に創設する地方税法に定める特例措置
- ③ 期限のない地方税法に定める特例措置のうち見直しを行うもの

について、地方税法に定める特例措置の内容等を踏まえ、地域決定型地方税制特例措置の導入を検討することが適当と考えられる。

なお、地域決定型地方税制特例措置を導入した地方税法に定める特例措置を施行する際には、地方団体が条例で定める特例割合等を十分に検討することができるよう、施行時期について十分配慮することが必要と考えられる。

第2章 法定外税の新設・変更への関与の見直し

1 問題意識

現行の地方税制度を「執行の責任」を拡大する方向で改革していく場合、賦課徴収に関わる責任はもとより、地方団体が新しく制度を創設し、それを執行する際に果たしていくべき住民に対する説明責任についても、これまで以上に重い責任を地方団体が果たすこととしていくことが重要である。

法定外税は、地方団体が自主的に税制度の創設を行うことが可能な制度であるが、その新設・変更に関しては総務大臣の同意を得ることが必要とされている。しかしながら、地域主権改革の理念を踏まえ、この法定外税に係る関与についてはさらなる見直しを検討していく必要があると考えられる。さらに、この総務大臣による同意があるがために地方団体における住民への説明責任が十分に果たされないきらいがある、すなわち、法定外税に係る国の同意が地方団体の責任回避につながっているのではないかとの指摘もある。

本研究会では、こうした問題意識に立ち、法定外税に関して地方団体がより自主性を発揮していくため、そして、地方団体が法定外税に関する責任をこれまで以上に果たしていくため、法定外税に係る関与の見直しの具体的な内容について検討を行ったところである。

なお、法定外税に係る関与の見直しを検討していくに当たっては、現在の法定外税が、専ら他の地方団体の住民に負担を求めるものや、特定少数の者に負担が偏るものになりがちであることにも留意しておく必要がある。

この「法定外税の新設・変更への関与の見直し」については、本研究会において、これまで2回にわたる検討を行ってきたところであるが、今後も全般的に議論を深めていくこととしている。

2 法定外税の現状

(1) 法定外税の新設等の手続き【資料4】

法定外税には、法定外普通税と法定外目的税があり、その新設又は変更の際には総務大臣に協議し、その同意を得なければならないこととされている。その際、総務大臣は以下のいずれかが該当すると認める場合を除き、同意しなければならないとされている。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②に掲げるものを除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと

なお、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、法定外税に係る条例を制定する前に議会でその納税者の意見を聴取することが義務付けられている。

また、総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合は財務大臣に通知するとともに、同意にあたっては地方財政審議会の意見を聴かなければならないとされている。

さらに、地方団体は、総務大臣が不同意とした場合など不服がある場合は、地方自治法に基づき国地方係争処理委員会に審査の申出をすることができることとされている。

(2) 法定外税の課税の状況等

法定外税の課税の状況であるが、全体で約459億円（57件）であり、その半分以上は原子力発電に係る核燃料に関する税が占めている。なお、地方税収に占める割合は0.13%となっている。

このうち、法定外普通税は約374億円（22件）、うち都道府県分が約362億円（15件）、市町村分が約12億円（7件）となっている。法定外目的税は約85億円（35件）、うち都道府県分が約73億円（29件）、市町村分が約13億円（6件）となっている（税額は平成21年度決算額ベース、件数は平成23年4月現在）。【資料5】

過去の推移をみると、平成元年の消費税の導入に伴い、平成7年度にかけて、商品切手発行税を課税する市町村の件数の減少が見られた。また、平成12年度に法定外目的税が創設されたことに伴い、平成15年度以降、産業廃棄物税等の創設が進んだことから、都道府県の件数の伸びが見られる。

なお、平成19年度に税収が大きく減少しているのは、新潟県中越沖地震の影響等により原子力発電所の運転が停止されたことに伴う、核燃料税等の減収によるものである。【資料6】

(3) 法定外税の沿革

① 法定外独立税の許可制の創設

昭和15年の地方税法の制定により、市町村については、内務、大蔵両大臣の許可に基づき法定外独立税を設定することができることとされた。道府県については法定外独立税の設定は認められなかったが、その後の昭和21年の地方税法改正により、道府県についても法定外独立税の設定が認められ、市町村と同様に許可制とされている。

② 法定外独立税の報告制への移行（内閣総理大臣による条例の取消・変更規定付き）

昭和23年には、地方財政の自主性の強化拡充を図る措置の一環として、一定の制約を課した上で、地方団体は、従来のように許可を得ることなく、その条例の定めるところにより法定外独立税を設定・変更することができることとされた。その際、その旨を内閣総理大臣（地方財政委員会が担当）に報告し、その条例の内容が適当でないときは、内閣総理大臣（地方財政委員会）は、地方税審議会の審査に付し、その審査に従って条例を取消・変更することができるものとされた。

③ 法定外税の許可制の導入

昭和25年の新地方税法の成立により、従来道府県において設定されていた温泉税等の14税目に及ぶ法定外独立税及び市町村において設定されていた特別事業税等122税目に及ぶ法定外独立税が廃止された。これに併せて、道府県、市町村の法定外普通税の新設・変更については、あらかじめ、地方財政委員会（後に自治大臣）の許可を受けなければならないこととされた。

④ 法定外税の同意付き協議制への移行と法定外目的税の創設

平成12年、地方団体の課税自主権を尊重する観点から、地方分権一括法における地方税法の改正により、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され、同意を要する事前協議制へ移行された。また、住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から、法定外目的税を創設することができることとされた。

また、国の関与を縮小する観点から、これまで許可要件であった税源の所在及び財政需要の有無については、同意の要件とはしないこととされた。

⑤ 法定外税の協議対象となる場合の要件の緩和と納税者意見聴取手続の創設

平成16年度税制改正により、税率の引下げ、課税期間の短縮及び法定外税の廃止といった、税負担を軽減する方向で既存の法定外税の内容を変更する場合には、総務大臣への協議・同意を不要とすることとされた。

また、特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税について、条例制

定前に議会で納税者の意見を聴取する手続が創設された。

3 論点の検討

(1) 論点

法定外税の新設・変更への関与の見直しの具体的内容を検討するに当たり、以下のよう
な論点を設定した。

論点 1 法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性

論点 2 手続面の関与

論点 3 要件面の関与

以下、この論点に沿って、本研究会における検討成果を整理することとする。

(2) 論点 1 「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」について

① 現在の同意付き協議制度の意義

現在の同意付き協議制度の意義については、地方団体の課税自主権を尊重しながら、他の税と課税標準を同じくする税につき住民負担が過重となることを避ける配慮を行うとともに、物の流通を阻害する税が創設されることや、国の経済施策に照らして適当でない税目の設定を避ける必要があることから、国と地方が対等・協力の立場に立った上で、両者間の調整を図るものと考えられる。

② 国の関与の必要性

国の関与の見直しについては、地域の自主性・自立性を高める観点から、縮小していく、あるいは廃止していくという方向性が考えられるが、法定外税の新設・変更への関与の必要性を検証した上で、方向性を定めていく必要がある。

この点に関しては、後述のように、法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。

また、関与を縮小していく場合、手続面の関与の見直し、要件面の関与の見直しについてそれぞれ検討していく必要があり、このうち、要件面の関与の見直しは、要件の明確化と要件が制約する範囲の見直しとの2つのアプローチがあると考えられる。

なお、責任ある首長や議会の判断を尊重する観点や法定外税と同様に地方団体の課税自主権を具現化したものである超過課税については同意を要さないこととのバランスの観点等から、国の関与を廃止すべきとの意見や、現実に即して考えた場合に、法定外税への国の関与はそれほど問題にはなっておらず、見直しを急ぐ必要はないのではないかとする意

見も見られた。

(3) 論点2「手続面の関与」について

① 地方税法に規定する関与（同意付き協議）の見直し

ア) 関与の類型

手続面の関与のあり方を検討するにあたり、地方分権改革推進委員会第3次勧告に従い、手続面の関与の類型を次のように整理した。【資料7】

- i) 協議（同意付き協議、あるいは同意不要の協議）
- ii) 許可・認可・承認
- iii) 意見聴取
- iv) 報告・届出・通知

なお、i)の協議は、国と地方団体がお互いに自己の主張するところについて相手方の納得を得るまで十分に説明し、相互の意思を通じ合い、意見を交換した上で一定のを行うということを前提とする話し合いであるとされており、協議の結果としての同意（ここでは地方がある行為をすることについて国が賛成の意思を表示すること）が必要とされる場合と、結果としての同意は不要とされる場合がある。

ii)の許可は、国が法令による特定の行為の一般的禁止を解除し、適法に地方団体がこれができるようにする行為であるとされ、認可は、地方団体のある法律上の行為を有効に成立させるために必要な国が行う同意を指すものとされている。承認は、地方団体が一定の行為をしようとするとき必要な国の同意を指すとされている。

iii)の意見聴取は、地方団体が一定の行為をするときに国の意見を聴くことが法律上義務づけられている（その意見に従うかどうかは、特に法令の規定がなければ拘束されないもの）こととされている。

iv)の報告は、地方団体がある事実を国に知らせること、届出は、地方団体が一定の事柄を国に知らせること、通知は、地方団体がある一定の事実、処分又は意思を国に知らせることとされている。

イ) 手続面の関与の見直しと要件の明確化

手続面の関与の見直しと要件の明確化との関係については、要件が明確でわかりやすいものであれば、手続面の関与は縮小することが可能であり、要件が不明確で難しければ、手続面の関与は拡大を余儀なくされるという関係があるものと考えられる。したがって、手続面の関与の見直しを行う際には、要件の明確化と一体的に行う必要があると考えられる。

ウ) 本研究会における検討

見直し後の手続面の関与のあり方について、ア)での整理を踏まえつつ、どのような形態がふさわしいかについて検討を行った。

まず、検討の視点として、手続面の関与のあり方については、地域主権を推進する観点、手続に係るコスト、不適當な法定外税が設定されるリスクの最小化の観点から検討すべきであるとの意見があった。

次に、同意不要の協議とすべきとする意見として、現行の地方税法第261条等を、実体要件と同意を必要としない協議に分けた上で、協議は事前にしっかり制度を検討するために必要なものと位置づけ、同意は要しないこととする。すなわち、法定外税に係る実体要件を納税者等が訴訟で争える形で設定した上で、それとは別に、国と地方の間で協議をするという制度がさらにあると考えればよいとの意見があった。そして、地方団体から国への協議は、地方団体に国の情報が与えられ問題点の指摘もされる中で、地方団体が案を見直していくプロセスとすることが重要である。協議とは最終的に合意を目指すものであり、誠実な協議がなされれば、同意はなくてもよいとの意見があった。

一方で、同意付き協議の方法として、附帯意見付きの同意として、附帯意見が満たされなくても同意は有効と考えるものと、条件付きの同意というものを考えてもよいのではないかと意見があった。

また、協議のタイミングに係る意見として、現在の制度は、条例の議決という団体意思が形成された後で協議を行っているが、団体意思を形成する前に、どのような制度が最善かということについて協議を行うことを目指すべきとの意見があった。

これに対し、団体意思を決定する前に協議が行われると、かえって地方団体の自主性を損ないかねないことから、現在は、正式に議会で団体意思が決定された後で協議することとしているとの指摘もなされた。

さらに、法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべきとする意見としては、法定外税には負担水準、税収ともに小規模のものが多く、そのような法定外税は、届出制とするなど国への協議は不要とできるのではないかと。ただし、地方団体や特定の地域・企業にとって大きな問題となりかねない法定外税は、案件の性格による同意の要否を整理した上で、国との協議を要するとすべきである。税というものは、国税・地方税と違いはあるが国民が負担するものであり、国が一国全体の見地から統一的に見ておく必要があるとの意見があった。

このほか、国の関与をできるだけ縮小する観点から、現在の同意付き協議制度を届出制とすればよいのではないかと意見や、地方団体の実態に即した議論をしていかなければならないとの意見もあった。

② 事後的な是正措置

①で検討したように手続面での関与の縮小を行っていく場合、これまで講じてこられな

かった国からの事後的な是正措置を講じる必要があるのではないかという論点が生じてくる。

具体的な対応としては、地方自治法に基づく是正の要求及び係争処理の枠組みを用いる方法や、国による地方団体への提訴を認める仕組みを設けること等が想定される。

行政的手続を重視する意見としては、個人にとって訴訟は現実的には色々な面でハードルが高く、是正措置として必ずしも有効に機能するとは言えず、せいぜい抑止的な効果にとどまるのではないか。例えば国の経済施策に照らして適当でないかどうかという要件が争点となるのであれば妥当性の判断の問題となるものであり、適法・違法しか判断できない訴訟によるのではなく、実務的に機能するような行政的手続を設ける方が合目的的ではないかという意見があった。

一方、司法判断を重視する意見としては、ある法定外税について、要件はクリアしていてもなお地方税法違反であるという主張が成り立つ場合はあり得、その点を巡っては訴訟にならざるを得ない、また、事後的な司法コントロールという意味から、税負担が重いなど新税に不満がある企業などが訴訟を起こすことは望ましいという意見があった。また、同意要件を整備すれば訴訟が減るわけではなく、同意と訴訟リスクとの間には基本的には関係がないとの意見があった。

(4) 論点3「要件面の関与」について

① 現在の不同意要件

2(1)で述べたとおり、法定外税に係る総務大臣の同意に関しては3つの不同意要件が地方税法で規定されており、総務大臣は当該3要件のいずれかが該当すると認める場合を除き、同意しなければならないとされている。

この現在の不同意要件に関して、手続面の関与を縮小していくなれば、法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠にして条例による課税の違法を訴えることができるような、明確な法定要件を設定すべきといった、内容の明確化を求める意見が多く出された。

特に「国の経済施策」に係る要件については、明確化を求める意見の他、現在の要件では「国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だ」という主張で納税者が争うのは非常に難しく、納税者の立場から訴訟を起こしやすくするという観点で要件を改めて検討する必要があるという意見があった。

さらに、「国の経済施策」に係る要件の意味が不透明であるため、国の利害と対立する法定外税について総務省に不同意圧力がかかっているのではないかという指摘がなされた。

一方で、「国の経済政策」という表現が拡大解釈されることが危惧されるとしても、要件の具体的な見直しを行うまでの必要な事実がまだ蓄積されていないのではないかとの意見もあった。

また、議論の進め方として、これらの要件を、同意をするか否かの要件とするか納税者

が訴訟する時の要件とするかでその望ましいあり方は相当違ってくるため、具体的な要件の議論は、要件をどう位置づけるかという議論を整理した上での議論となるのではないかととの意見があった。

② 要件の明確化

前述のとおり、要件面の関与の見直しは、要件の明確化と要件が制約する範囲の見直しとの2つのアプローチがあると考えられる。

このうち、要件の明確化については、これを求める意見が多く提起されたが、明確化に当たっては、現行の「著しく過重」、「重大な障害」、「適当でない」といった要件の内容をどう具体化、客観化していくか、特に「国の経済施策」に係る要件を明確化するに当たり、具体的にどのような形とすべきかといった課題がある。

これらの課題に対しどう対応すべきかは、今後の検討課題である。

③ 廃止すべき要件と新たな要件の追加

要件が制約する範囲の見直しを行うに当たっては、現行の不同意要件のうち、廃止すべき要件・要素があるか否か、あるいは、新たな要件を追加する必要があるかということについて検討する必要がある。

まず、課題を指摘する意見として、国税又は他の地方税と課税標準を同じくする法定外税についての住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かについて国の判断を求める必要はないと考えられ、当該地方団体の住民や議会がコントロールすることが可能なものが要件になっている。さらに一方で、例えば専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税など、住民のコントロールの余地がなく、国の判断を求める必要があると考えられるものについては要件として入っていないとの意見があった。

また、訴訟との関係から、特定の者に負担が著しく偏るといようなことは避ける要件を設定すべきとの意見があった。

一方で、法定外税の創設に至る各課税団体の事情を踏まえるべきとの観点から、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべきとの意見があった。

さらに、検討の結果、特定の要件を廃止する場合であっても、廃止した要件について国が地方団体に対して意見を述べることができないと解すべきではなく、国から意見は言えるが、それを理由に不同意にすることはできないと整理すべきであるとの意見があった。

4 まとめ

1で述べたように、この「法定外税の新設・変更への関与の見直し」というテーマについては、今後もさらに掘り下げて検討していく必要がある。

委員の間で意見が分かれているところもあり、残された論点も存在するが、これまでの本研究会での議論において問題の所在は共有できているものと考えられ、今後も建設的な議論を積み重ね、あるべき姿を追求し、見直しの具体的な内容について、来年度の取りまとめにおいて示すこととしたい。

第3章 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大

1 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の現状

(1) 現行制度の概要

地方消費税の賦課徴収（注）については、地方税法の本則においては、国内取引に課される譲渡割は都道府県が、外国貨物の引取りに課される貨物割は国（税関）が行うこととされている。しかしながら、譲渡割については、地方税法附則第9条の4において、国（税務署）が、消費税と併せて賦課徴収することとされており、都道府県は国に対して、譲渡割・貨物割ともに「徴収取扱費」を支払い、賦課徴収の事務を委ねているところである。このため、地方消費税に対しては、地方が自ら賦課徴収をしていない点をとらえて、地方税本来の姿から程遠いとの批判もある。

こうした中で、平成23年度税制改正大綱において、「住民自治の確立に向けた地方税制度改革」の一環として、地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項として、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大を図ることとされたところである。

（注）消費税・地方消費税については、賦課課税方式ではなく申告納税方式により税額が確定されている（外国貨物の引取りの一部を除く。）が、ここでは、「賦課徴収」について、賦課課税方式であるか申告納税方式であるかにかかわらず、課税権者が租税債権の内容を確定（申告、更正、決定、賦課決定等）する賦課権の行使と、確定した租税債権の履行を求める徴収権の行使に関する一連の手続を含むものとする。

(2) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組の現状

国税と地方税の賦課徴収に当たっては、国・地方を通じた税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るため、国、都道府県及び市町村のそれぞれの税務当局は、相互に協力を行っている。例えば、所得税の確定申告については、99%の市町村において、申告書総数の概ね2割程度の收受（税務署への取り次ぎ）を行っている。消費税（国税）と地方消費税（地方税）についても、地方団体は、申告説明会の開催、税務広報の推進、申告書用紙の備付け、申告書の收受、納税相談等について、協力を行っているところである。

平成22年度における実際の取組状況については、【資料8】のとおりである。都道府県

においては、「税務広報」については、40団体（約9割）が行っているが、「収受」については、10団体243件に過ぎない。また、「納税相談」については、税理士法第50条の許可（臨時の税務書類の作成等）により、19団体が体制を整えている。また、市町村においては、「税務広報」については、1,114団体（約7割）が行っているほか、「収受」については、924団体13,383件（申告書総数の0.4%程度）となっており、「納税相談」については、税理士法第50条の許可を取るなどにより1,206団体が体制を整えている。

このように、所得税と比較すると、消費税・地方消費税の分野での地方団体の役割は未だ限定的な面があるが、特に市町村において、消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談について、一定の役割を果たしている。一方で、小規模な市町村等においては、「申告説明会」「収受」「納税相談」について、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっているところである。

また、このほか消費税・地方消費税の未納対策として、建設工事に係る入札参加について、都道府県は約9割、市町村で約8割の団体が消費税・地方消費税の未納がないことを条件としている。

2 賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に係る基本的な考え方

地方消費税（譲渡割）の賦課徴収事務を国が行うこととしているのは、「納税義務者の事務負担等を勘案」した、あくまでも「当分の間」の暫定措置である。地方消費税の導入から15年近く経過し、本来、地方税は地方団体が賦課徴収すべきものであることからすれば、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大について、「執行の責任の拡大」及び「納税者の利便性の向上」の観点から、改めて検討することが必要である。

すなわち、地方消費税が地方税である以上、「執行の責任の拡大」の観点に立って、地方団体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすことは極めて重要である。また、住民に身近な存在である地方団体が、税の徴収についての窓口機能を果たすことにより、「納税者の利便性の向上」に資すると考えられる。

とりわけ、現在、消費税を含む税制抜本改革に向けた検討が進められており、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において決定された「社会保障・税一体改革成案」においては、「社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する」「（引上げ分の消費税収については）社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する」「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」とされたところである。

このため、今後、社会保障財源としての消費税（国・地方）の充実を進めるに当たっては、

- 地方消費税の充実にあたり、地方団体もそれにふさわしい役割を果たすため、賦課徴収に係る「執行の責任の拡大」を図るべき
- 国民に負担を求める以上、歳出面（社会保障サービスの安定的提供）のみならず、歳

入面（税の賦課徴収）においても、「住民の利便性の向上」を進めるべき等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大を進めていくことが必要であると考えられる。

3 役割の拡大に向けた方向性と実務上の課題

（１）役割拡大に向けて目指す方向性

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る役割のうち、現在既に多くの地方団体において消費税・地方消費税の申告書の収受に取り組んでいることから、まずは、こうした申告書の提出の面から、地方団体の役割拡大の方向性について検討する。

この場合、賦課徴収に係る地方団体の役割拡大の一つの具体的方策として、地方団体に対する申告書提出の制度化、すなわち、地方団体が単なる事実行為として税務署への申告書の取り次ぎを行うにとどまらず、地方団体を法的にも申告書の提出先として位置づけることが、検討課題となる。

このような制度を導入することにより、「執行の責任の拡大」の観点からは、地方団体が、自らの税を自らの事務として申告書の提出を受け、納税者と直接向き合って相談に応じるなど、より責任を持った対応を行う効果をもたらすことが考えられる。また、「住民の利便性の向上」の観点からは、納税者が、申告書を国・県・市の窓口のいずれにも提出することが可能となれば、税務署の数を増やすことなく、窓口の拡大を進めることができ、特に税務署の少ない地域では、住民の利便性の向上につながる。

地方団体に対する申告書提出の制度のあり方としては、以下のようなイメージが考えられる。

【制度のイメージ】

- 事業者は、申告書を都道府県知事（又は市町村長）にも提出することができることとし、申告書が都道府県知事（又は市町村長）に提出された場合、法律的に、税務署長に提出されたものとみなす。
 - 納税者の利便性を勘案し、都道府県のみならず、市町村（特に税務署の少ない地域）に対しても申告書の提出が可能となる制度とする。
 - 一方で、規模の小さい市町村でも実施できるような制度（例えば、当面は申告の範囲を個人事業者や簡易課税事業者に限定するなど）とする。
- ※ 都道府県と市町村の適正な役割を踏まえて、市町村に義務づける制度とするか、あるいは、市町村が自主的に選択できるようにする制度とするかについても要検討。
- ※ 消費税・地方消費税のみならず、所得税等の他の税目の申告についても要検討。

（２）実務上の課題

こうした制度のイメージに沿って、「執行の責任の拡大」及び「住民の利便性の向上」に資するよう、地方団体に対する申告書提出の制度化の具体的なあり方について検討を進めていくことが適当であると考えられる。一方で、こうした制度の導入に当たっては、下記のような実務上の課題について十分整理した上で、制度の具体的内容や導入時期等を検討することが必要である。

【徴税コストについて】

○ 徴税コストの増加がどの程度あるのかを踏まえた上で、費用対効果の認められる、具体的な制度設計の内容を検討する必要があること。

【地方団体の体制について】

○ 所得税において収受等の協力が進んでいるとはいえ、所得税と消費税の申告には、制度・実態の両面で違いがあることを踏まえて、地方団体の体制整備について検討を行う必要があること。

- ・ 所得税の確定申告は、申告者ベースで3分の2が申告納税額のない還付申告等であり、医療費控除や雑損控除など簡易なものが多いが、消費税は納税者が全員事業者であるため専門的な資料による申告や相談が行われる。
- ・ 消費税には、個人事業者であっても中間申告納付の制度があり、課税期間の変更など所得税にはない制度が見られる。

○ 地方団体において、消費税及び地方消費税の申告に係る事務を行うための職員の研修や体制整備などが必要となり、ある程度の準備期間が必要となると見込まれること。

○ 特に、規模の小さい市町村の体制整備等に対する都道府県の支援のあり方についても、検討する必要があること。

【国と地方の連携等について】

○ 国と地方のどちらに申告書を提出してもよいこととするためには、納税者情報を国と地方で共有する仕組みなど、新たな連携体制の整備を検討する必要があること。

○ その際、例えば、e-TAXやeL-TAXの活用や連携を検討する必要があること。

これらの課題を考慮すると、地方団体における消費税・地方消費税の申告書の収受等の取組が限定的なものにとどまっている現状においては、実務上の観点からは、直ちに地方団体への申告書の提出の制度化を行うことは現実的とはいえ、まずはこれらの課題解決に向けた道筋を明らかにすることが先決なのではないかと考えられる。

4 役割拡大に向けた当面の取組等

(1) 当面の取組方針

このため、当面は、住民の利便性の向上のため、全国の地方団体において、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受（収受と併せて、税理士法第50条の許可を受けて納税相談を実施する）」等の取組を拡大することとするべきである。地方団体が収受するに当

たっては、納税相談や申告期限等で納税者の利便に資するよう、国税当局とも連携して取組を進めることが必要である。

「納税相談を伴う収受」の体制整備の促進のため、総務省としても、全国の先進的な実施状況の紹介のほか、例えば、地方団体の税務職員の研修を計画的・積極的に取り組むよう要請することや、現在収受を実施していない団体や小規模な市町村等においては、まずは簡易申告の収受から始めるなど段階的な実施を促すなどの取組を進めるべきである。

(2) 制度化に係る判断

こうした取組を行うことにより、各地方団体において、消費税・地方消費税の申告事務に係る職員研修や体制整備が進み、申告書の収受に係る取組について質量ともに充実が図られることを通じて、前述の地方団体に対する申告書提出の制度化に係る実務上の課題解決に向けた展望が開かれることが期待される。

したがって、こうした地方団体の体制整備の状況を見極めながら、消費税及び地方消費税の税率引上げや共通番号制度が実施される時期を目途に、地方団体の賦課徴収に係る役割の拡大に向けて、地方団体に対する申告書提出の制度化に関して改めて詳細な制度設計を検討し、その導入について判断することが適当である。

5 今後の課題

本研究会においては、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割について、主に申告書の提出の面から検討を行ったところであるが、全国知事会からの提言等を踏まえ、賦課徴収における地方団体の役割の更なる拡大等についても、中長期的な課題として検討していくべきである。

【参考】「住民サービス確保のための地方消費税引上げに向けた提言（抜粋）」

(全国知事会 地方財政の展望と地方消費税特別委員会 平成22年7月改訂)

地方消費税の賦課徴収における地方の役割

- 納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべき。
- 都道府県自らが賦課徴収において、申告書の収受、滞納整理業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める。

また、第3回研究会において、持田委員から地方消費税の税率決定権に関連して、諸外国の最新の状況等について報告を受けたが、この中では、州に税率決定権が保持されているカナダの協調売上税（Harmonized Sales Tax, HST）の事例が、日本の地方消費税に対して極めて重要な示唆を含んでいるとの指摘があった。こうした諸外国の動向をも踏まえ、

地方消費税の税率決定権を各地方団体が保持する制度の導入についても、将来的な課題として、研究を進めることが望まれる。

おわりに

以上、本研究会においてこれまで検討してきた「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、その成果を報告したところであるが、「地域決定型地方税制特例措置の創設」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」については、本研究会としての結論を得たものであり、この報告が平成24年度以降の税制改正における議論に大いに活かされることを期待するものである。

なお、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」や今後議論を行うこととしている項目については、引き続き精力的な検討を進めていく所存である。

平成22年12月16日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

2. 平成23年度税制改正の基本的な考え方

(4) 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成23年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直しを行います。また、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。

第2章 各主要課題の平成23年度での取り組み

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

② 具体的取組み

以下の事項等について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施することとし、法制化が必要なものについては、平成24年度税制改正から実現を図ります。

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判斷に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

(ロ) 法定税の法定任意税化・法定外税化

税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。

(ハ) 制限税率の見直し

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討します。

ロ 地方自治体の「執行の責任」の拡大のための事項

(イ) 法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討します。

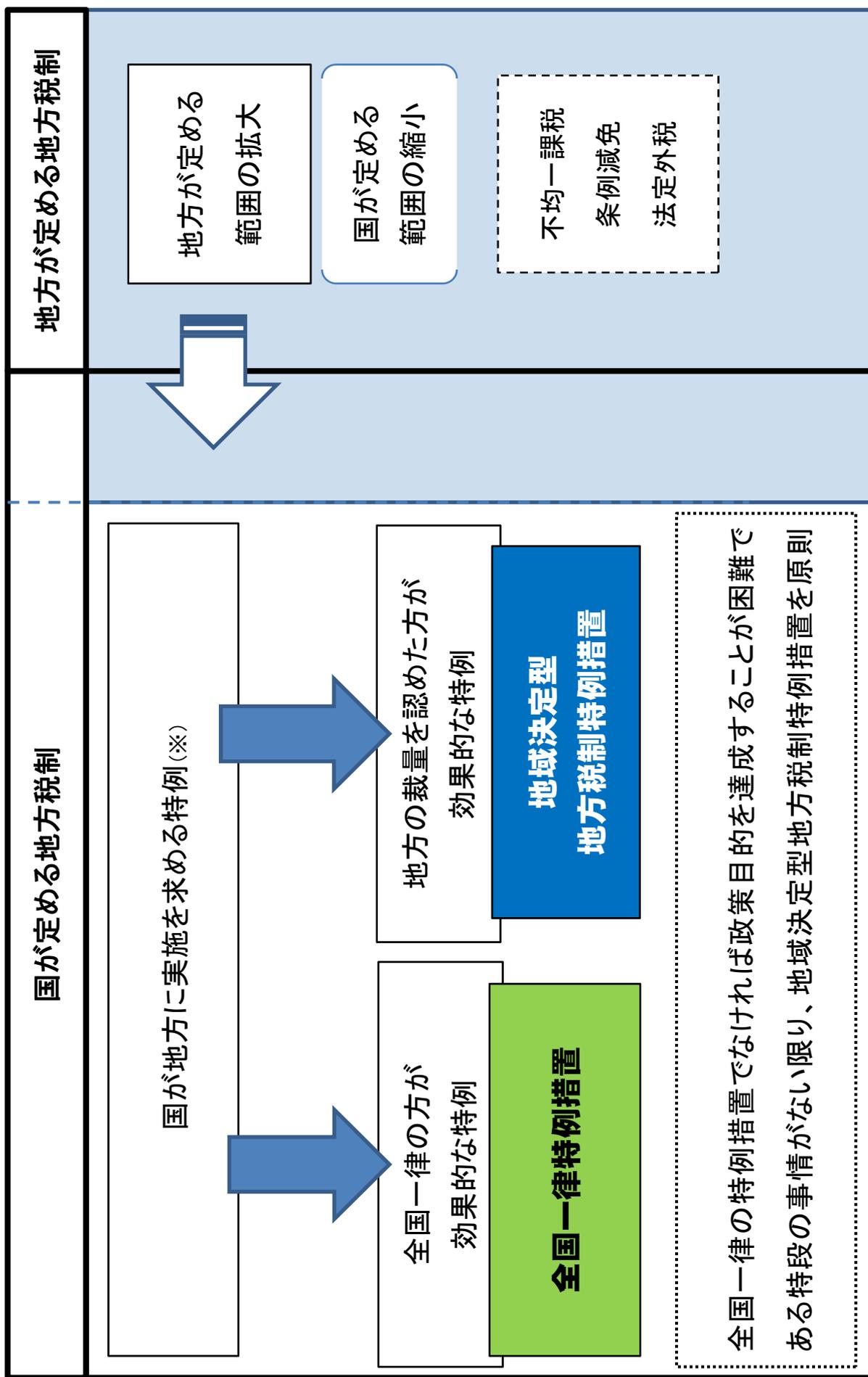
(ロ) 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進します。

また、今後の課題として、地方自治体による申告書の受理等について、実務上の論点等を含め検討します。

【資料2】

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し



※特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

地域決定型地方税制特例措置における条例委任の考え方

特例措置の主要構成要素

(①) 税負担軽減の条件：特例対象)

特定の対象物等の取得・保有
特定の実施の支出の実施 等

(②) 税負担軽減の期間：特例期間)

○年間、特例措置を継続

※期間の定めがないものもある。

(③) 税負担軽減の程度：特例割合)

課税標準や税額から

一定額を減額 等

条例委任の対象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例割合について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例割合等を条例委任する際には、「法律で示す一定の特例割合等」及び条例で定める特例割合等の「上限・下限」を設ける。

- (3) (2)の上限・下限のあり方は、地域決定型地方税制特例措置方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、地域決定型地方税制特例措置を導入。

※ 「法律で示す一定の特例割合等」は、「参酌すべき基準」と位置付けることを基本とする。

法定外税の新設等の手続き

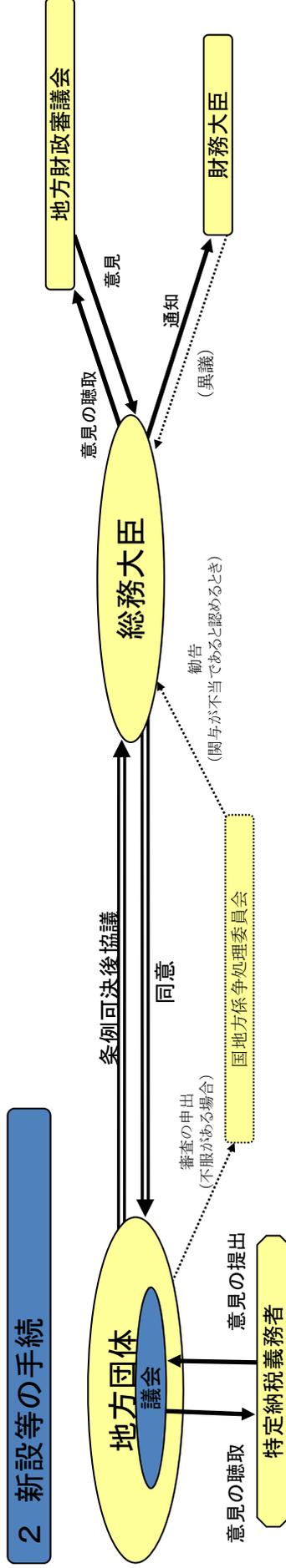
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認められる場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」(地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項)

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外税の状況

【資料5】

(平成23年4月現在)

(平成21年度決算額)

平成21年度決算額 459億円 (地方税収額に占める割合 0.13%)

1 法定外普通税 [374億円 (22件)]

[都道府県]	
石油価格調整税	10 沖縄県
核燃料税	229 福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	6 茨城県
核燃料物質等取扱税	111 青森県
臨時特例企業税	6 神奈川県 ^(注1)
計	362億円 (15件)

2 法定外目的税 [85億円 (35件)]

[都道府県]	
産業廃棄物税等	62 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	10 東京都
乗鞍環境保全税	0.2 岐阜県
計	73億円 (29件)

[市町村]

砂利採取税等	0.3 城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6 熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7 太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3 薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	2 豊島区(東京)
計	12億円 (7件)

[市町村]

遊漁税	0.1 富士河口湖町(山梨)
環境未来税	7 北九州市(福岡)
使用済核燃料税	6 柏崎市(新潟)
環境協力税	0.07 伊是名村(沖縄)、伊平屋村(沖縄) 渡嘉敷村(沖縄) ^(注2)
計	13億円 (6件)

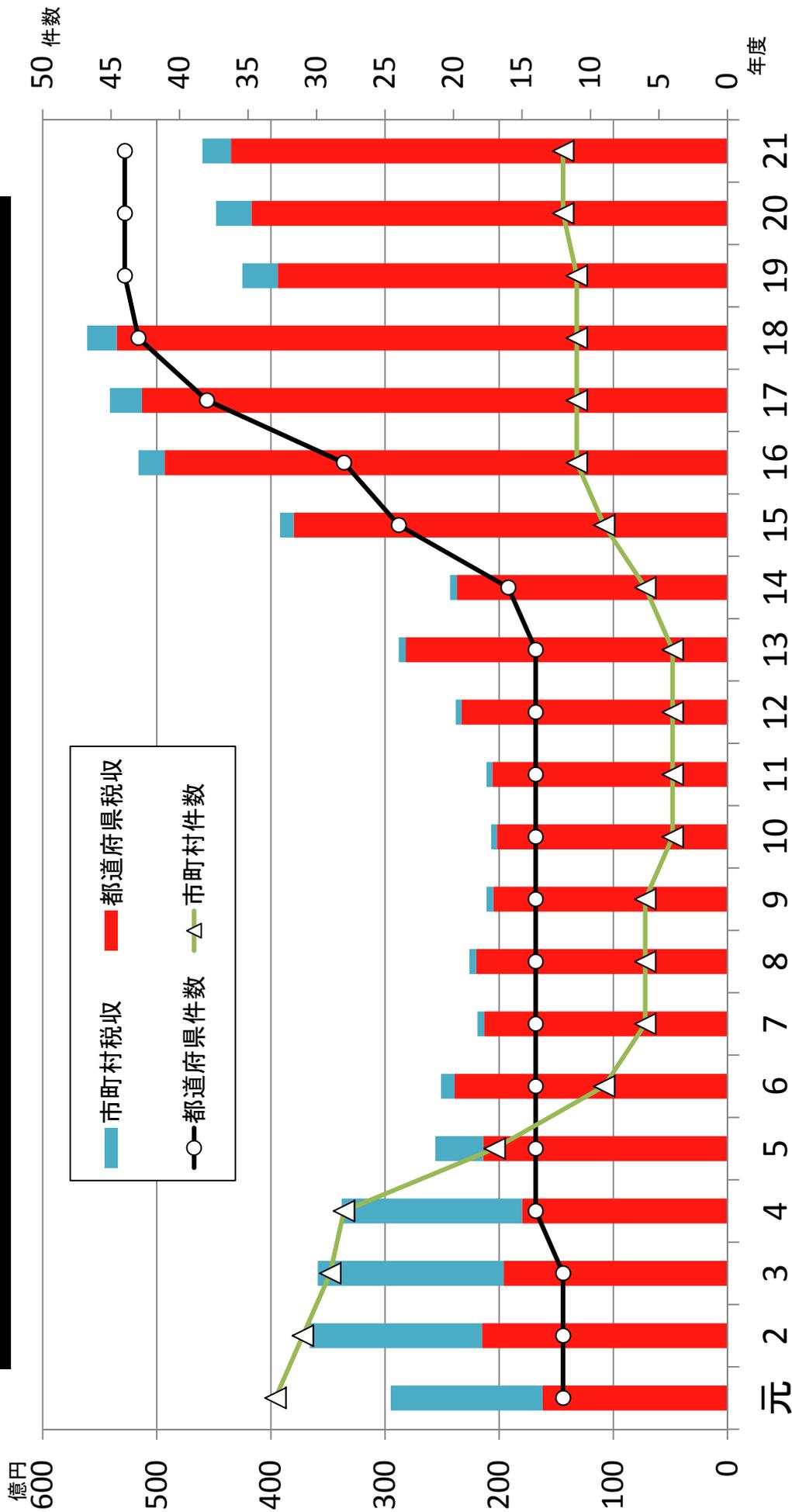
(注1)神奈川県「臨時特例企業税」はH21.3.31をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収がある。

(注2)沖縄県渡嘉敷村「環境協力税」はH23.4.1施行のため、税収集積はない。

(注3)端数処理のため、合計は一致しないものがある。

【資料6】

法定外税の税収規模・件数の推移



都道府県件数	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	16	24	28	38	43	44	44	44
市町村件数	33	31	29	28	17	9	6	6	4	4	4	4	4	6	9	11	11	11	11	12	12
計	45	43	41	42	31	23	20	20	18	18	18	18	18	22	33	39	49	54	55	56	56

(注)1 税額については、各年度の決算額である。
 (注)2 平成6年度までの件数は、都道府県については各年4月1日現在で許可を受けている団体数(平成4年度のみは5月1日現在)を、市町村については、7月1日現在条例を設けている団体数を挙げている。平成7年度以降は、都道府県・市町村とも決算を計上した団体数を挙げている。

手続き面における関与の類型

関与の類型		関与が許容される場合(参考例)
協議	同意必要	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 ・地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
	同意不要	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの ・同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合
許可・認可・承認		<ul style="list-style-type: none"> ・刑法等で一般には禁止されいながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合 ・補助対象資産、国有資産財産処分等に関する事務を処理する場合
意見聴取		<ul style="list-style-type: none"> ・同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合
報告・届出・通知	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの
	事後	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 ・法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

【都道府県による取組み状況】(平成22年度)

- 「税務広報」については、40団体(約9割)が行っている。
- 「收受」については、10団体が体制を整えており、収受件数は243件(推計値を含む)。
※ いずれのケースも、地方団体の職員が確定申告会場において、申告書を収受したものの。
(参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取ることに19団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(1団体)、「用紙の送付」(1団体)、「資料等提供」(4団体)等が行われている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	收受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	6	40	6	10	19	14	3
全団体数に占める割合	14%	91%	14%	23%	43%		7%

※1 岩手県、宮城県及び福島県を除いた44団体をベースに記載。

※2 「その他」については、延べ団体数を記載。

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、41団体(約9割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。
(平成23年6月時点調査)

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方の取組み(市区町村)

【資料8-2】

【未定稿】

【市区町村による取組み状況】（平成22年度）

- 「税務広報」については、1,114団体(約7割)が行っている。
- 「収受」については、924団体が体制を整えており、収受件数は13,383件(推定値を含む)。
 ※ うち、3,630件は窓口にて収受(残りは確定申告会場において収受)。
 (参考)平成21年度の消費税・地方消費税(譲渡割)の納税申告件数は約3,332千件
- 「納税相談」については、税理士法第50条の許可(臨時の税務書類の作成等)を取るなどにより1,206団体が体制を整えている。
- 「その他」としては、「納税相談会場貸与等」(130団体)、「用紙の送付」(92団体)、「資料等提供」(245団体)、「各種届出書収受」(262団体)等が行われている。
- 「申告説明会」「収受」「納税相談」については、人員不足や専門知識を要すること等が実施に当たっての課題となっている。

	申告説明会	税務広報	申告用紙備付	収受	納税相談	その他	協力していない
取組団体数	74	1,114	804	924	1,206	850	169
全団体数に占める割合	5%	69%	50%	57%	74%		10%

※1 岩手県、宮城県及び福島県内の市町村を除いた1,622団体をベースに記載。

※2 「その他」については延べ団体数を記載。

【参考】

- 建設工事に係る入札参加について、1,254団体(約8割)が消費税・地方消費税の未納がないことを条件化している。
 (平成23年6月時点調査)

※計数は地方団体へのアンケート調査等による。